

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会  
**埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付のご案内**  
 (2019年度版)

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金(以下、「訓練促進資金」という。)を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、借りた資金の返済が免除されます。

◆概要◆

1 貸付対象者

次の①～④をすべて満たす方

- ①埼玉県内に住所を有している方(さいたま市を除く。)
- ②高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けており、下記の表に該当する方

資金の種類	対象者
入学準備金	養成機関に2019年4月～2020年3月に入学する(した)方
就職準備金	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職した方

- ② 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、その業務に従事する意思がある方(常勤に限りませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上とします)。
- ③ ひとり親家庭の親の自立を支援することを目的とした同種の貸付け(「介護福祉士修学資金」や「保育士修学資金」)や給付金(「専門実践教育訓練給付金」「一般教育訓練給付金」等)を受けていない方

2 貸付金の種類・貸付額と用途

資金種類	貸付額	用途
入学準備金	50万円以内	ア 養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金 イ 参考図書、学用品 ウ 通学のための交通費 など
就職準備金	20万円以内	ア 就職によって転居が伴う場合における転居費用 イ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料 ウ 就職にあたり必要となる被服費 エ 通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

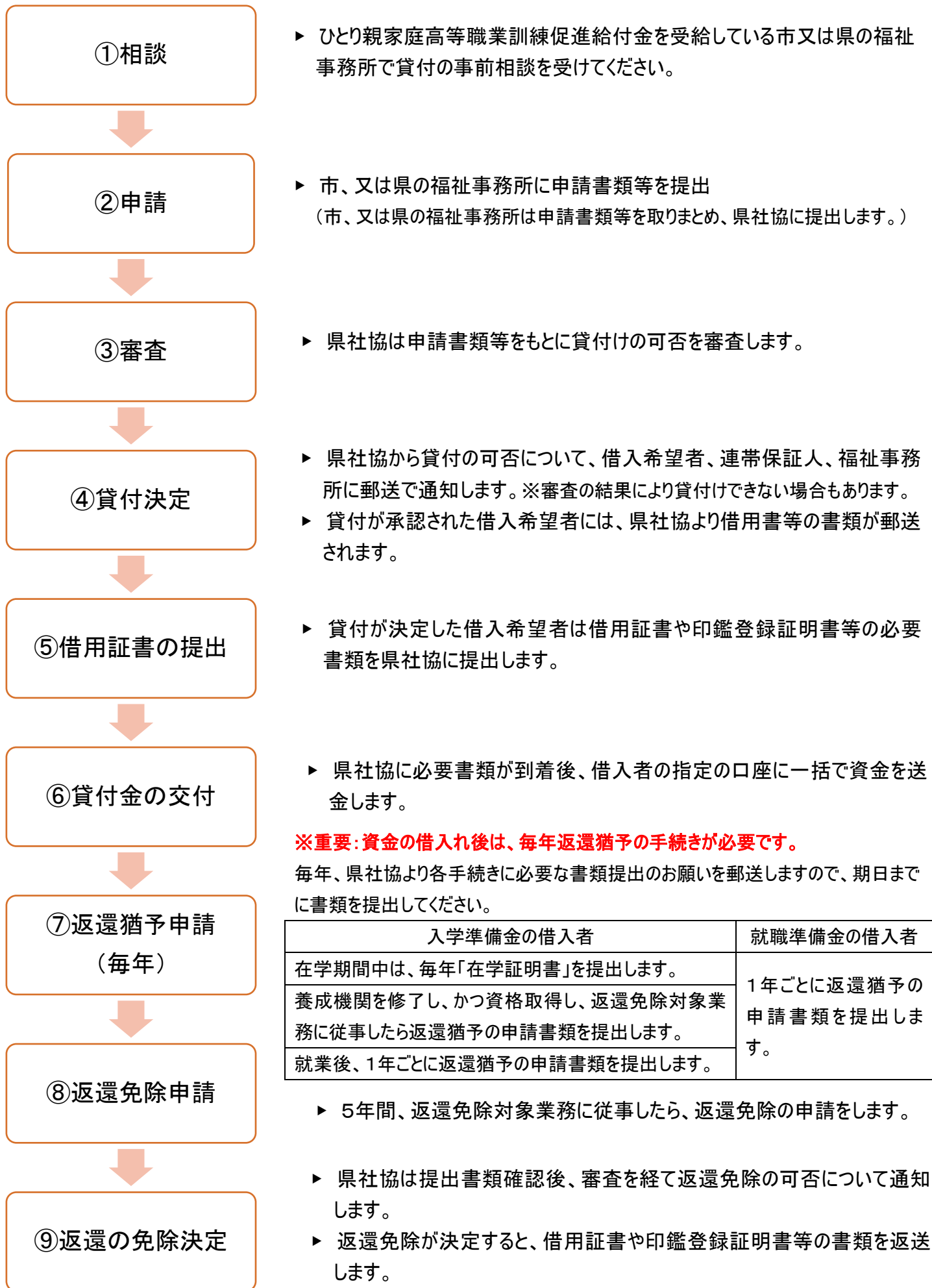
3 利子

- 連帯保証人を立てる場合 → 無利子
- 連帯保証人を立てない場合 → 返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%になります。

4 連帯保証人

- ①連帯保証人は貸し付けを受けた方と連帯して債務を負担するものとし、保証債務は延滞利子を包むものとします。
- ②貸し付けを受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

◆借入れ相談から返還が免除されるまでの流れ◆



## ◆返還の猶予・免除申請について◆

資金の借入れ後は、在学状況、就業状況等を確認するため、1年ごとに書類の提出が必要です。毎年、県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず、必要書類を提出してください。書類の提出がない場合、貸付けた資金の返還が生じます。

### <在学中のとき>

入学準備金の借受者は養成機関に在学中は、年1回「在学証明書」を提出してください。また、休学、復学、退学等、在籍状況に変化があった場合、速やかに県社協にご連絡ください。

※准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の「在学証明書」を提出してください。

### <埼玉県内で取得した資格が必要な業務に従事しているとき>

■返還の猶予申請が必要です。

「返還猶予申請書(様式第7号)」、「業務従事届(様式第8号)」を提出してください。

### <5年間引続き対象業務に従事したとき>

■返還の免除申請が必要です。

「返還免除申請書(様式第9号)」、「業務従事届(様式第8号)」を提出してください。

## ◆返還について◆

### <貸付金の返還について>

借受人は次の①～③のいずれかに該当した場合、貸付金を返還していただきます(災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)。

①貸付の契約解除についての下記の項目に該当したとき

②養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、埼玉県の区域内において、その資格が必要な業務に従事しなかったとき、又は業務に従事する意思がなくなったとき

③業務外の事由により死亡し、又は、心身の故障により業務に従事できなくなったとき

#### □貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

①死亡したとき

②養成機関を退学したとき

③心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

④貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

⑤その他訓練促進資金の貸付目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

⑥偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受けたとき

### <返還期間・方法>

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学した月数の2倍に相当する期間内に、原則として月賦、半年賦、年賦の均等払いにより、指定された金融機関口座へ送金していただきます。また、全額の一括返還を希望するときは、直ちに返還することができます。

※返還期間内に返還がされない場合は、年5パーセントの割合で計算した延滞利子が発生します。

◆貸付の申請時に必要な書類について◆

提出書類名	入学準備金	就職準備金
①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式第1号)	○	○
②誓約書(様式第2号)	○	○
②高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し	○	○
③申請者の住民票 ・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の記載があるもの ・マイナンバーのないもの	○	○
④連帯保証人の住民票(連帯保証人を立てる場合のみ)	○	○
⑤連帯保証人の収入が分かる書類(連帯保証人を立てる場合のみ) ・課税証明書等	○	○
⑥在学証明書 ・養成機関発行のもの	○	
⑦卒業証書の写し又は修了証明書 ・養成機関発行のもの		○
⑧資格を取得したことがわかるものの写し(免許証・登録証) ・合格通知書は不可		○
⑨就業開始がわかる書類 ・採用通知書や雇用条件契約書等の写し) ・就業開始日、勤務時間、職種の記載があるもの		○
⑪その他、貸付審査上必要となる書類		

◆各届出について◆

資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますので、事実の発生後、速やかに必ず届出を行うようにしてください。

また、在学や就業状況、転居など、状況の変化があった場合は、県社協にご連絡ください。

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類は県社協ホームページでご案内しております～

◆問い合わせ先◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課

〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-822-1192